

令和7年度「晴れの国おかやま」情報発信力強化事業 業務仕様書

1 業務名

令和7年度「晴れの国おかやま」情報発信力強化事業

2 業務目的・概要

岡山県のイメージアップや、認知度の向上を目的とし、情報発信力の高い「首都圏」を重点ターゲットに、継続的な広報を行い本県の情報を全国に向けて発信する。

このため、高いPR効果が見込まれる首都圏の全国メディア（テレビ番組、雑誌、WEB、新聞等）を中心にアプローチを行い、人的ネットワークの拡充をはじめとするメディアリレーションを構築しながら、効果的な取材誘致を進めるとともに、取材を意識した話題性・ニュース性のあるイベント企画等の実施により、岡山県の情報発信力及びメディア露出の強化を図る。

3 業務期間

令和7年4月1日～令和8年3月13日

4 契約限度額

20,836,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

(1) メディアリレーション

首都圏メディアに情報を提供し、全国メディア（テレビ番組、雑誌、WEB、新聞等）を中心に岡山県の情報が取り上げられるように、企画・メディア誘致・調整等の業務を行うこと。

トレンドや時流、季節感に応じたPRを意識し、特に、本県の強みとする「高品質な農林水産物」については旬の時期を逸することなく、メディア露出の強化を図ることでテレビ番組をはじめ、雑誌、WEB等、有益なメディア誘致を積極的に行うこと。

内容や回数については、提案を基本とするが、その実施に当たっては、県と協議し県の意向を反映した上で決定することとする。

<主な農産物の旬（目安）>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		もも									
	ぶどう										
								晴苺			

なお、以下の①～⑥業務において、効果的な情報発信の方法に係る企画など、メディア誘致につながる取組を行うこと。

①メディアへ常時アプローチすることで、メディアのニーズを把握し、岡山県情報の提供を行うこと。

②メディアへの働きかけの感触、本県の評判、首都圏等でのトレンド等を収集し、県へ定期的に報告するとともに、売り込めそうな本県の素材や話題について県へ随時共有すること。

③必要に応じて、メディアに県職員が面会・訪問（オンラインも含む。）し、メディアのニーズに応じた細かい情報提供、取材対応ができるように先導すること。

④県職員が直接面会したメディアへのアフターフォローが行えるように先導すること。

⑤誘致したメディアの取材が県内でスムーズに行えるよう対応すること。なお、必要となる取材実費等については、協議の上、別途、県から支払を行う。

取材実費等：メディア露出のために必要な取材旅費、宿泊費、協力費、タイアップ費等の経費

⑥岡山県が実施する情報発信関連事業等について、県からの相談や質問に対するアドバイスの実施やメディアに取り上げられるような工夫や独自性のある提案を適時行うとともに、効果的なニュースリリース（リリース案の作成、インターネット配信プラットフォーム、取材サポート及び調整を含む。）を実施すること。実施に当たっては、県と協議し、配信先リストについては、事前に県と協議の上、配信すること。また、配信回数の上限を提案すること。

（2）イベント等企画の提案及び実施

本県が全国メディアに取り上げられるための、時機を捉え、取材を意識した話題性・ニュース性のあるイベント、セミナー、タイアップ、キャンペーン等について、企画を随時提案すること。

① 首都圏においては、特に鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」を効果的に活用した提案を行うこと。

② 提案を受けてイベント等を実施する場合のメディア誘致、サポート、調整等の業務を行うこと。また、参加できなかったメディアへのアフターフォローもあわせて実施すること。

③ 費用については、必要に応じて別途県が確保するものとする。

④ 必要に応じて、意見交換会等メディアとの良好な関係構築を目的とするイベントを企画し、メディア誘致、調整等の業務を行うこと。

（3）メディア誘致支援

県と調整の上、当事業以外に首都圏等で実施される県関連イベントの補助や、メディア対応等を行うこと。

（4）効果測定・分析

露出記事・映像のクリッピング及び広告換算効果額等の算定

上記（1）（2）を取材源として、首都圏で放送、発行されたものは必須とする。また、全国放送されたテレビは系列局も広告換算額算定の対象とする。なお、岡山県内のみで放送されているテレビ番組は、下記（6）の対象外とする。

WEB媒体については、露出から一定期間内のPV数の算定も行うこととする。

また、上記（1）（2）以外に、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」等が取材源となっているもの、県が関与した番組等についても、クリッピング及び広告換算額算定を行うこと。

(5) 打ち合わせ等

受託者は、業務の遂行に当たり、原則として、県と月1回程度の定期的な打ち合わせを行い、前月の活動実績や今後の実施計画の報告や、各情報発信関連事業が、メディアに選択されるような情報収集や助言、提案等を行い、その際の議事録を作成し、提出すること。

(6) 事業の評価指標の設定

本事業の効果測定のため、次のとおり評価指標を設定する。

県の働きかけによる首都圏テレビなどメディア露出の広告換算額 27億円

6 実施体制

実施に当たっては、本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施等の為に、事業内容を総合的に判断でき、かつ作業進行を適切に処理できる責任者を置くこと。

また、岡山県と綿密な連携を図りながら、業務が円滑に遂行できる体制をとること。

7 委託の条件

受託者は、本業務の実施に当たって、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 委託業務が完了したときは、速やかに業務実績報告書を作成し、報告しなければならない。
- (2) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、委託業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。
- (3) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。
- (4) 上記5(1)(2)に係る業務のうちメディアとの企画、メディア誘致、調整等の業務について、再委託してはならない。
- (5) 提案の内容、回数が企画提案書の内容と著しく異なる場合には、当該部分にかかる全部または一部の対価は支払わないので、あらかじめ注意すること。

8 成果物

(1) メディア露出のクリッピングデータ

上記5(4)でクリッピングした記事及び映像は、毎月作成・更新した年間の露出一覧表（番組名、局名、日付、タイトル（上記5(1)(2)に関するものは「広告換算額」を加える。）とともにデータにより提出すること。なお、映像のクリッピングデータについては、Windows パソコンにて再生できる形式とする。

本業務による活動実績について、案件毎に取材依頼を行ったメディア、その対応等を毎月データにより提出すること。

ただし、特に必要がある場合は、特定の案件について個別に実績の提出を求める場合がある。

(2) 委託料の精算

本業務は、契約時に定めた契約金額を上限としてその範囲内で実施するものとする。本業務が終了した時点で、実施経費の精算を行い、岡山県の確認を経た上で額を確定し、経費の請求を行うこと。

9 著作権等

- (1) 本業務により制作・納品された動画・画像等成果品のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、原則として、すべて県に帰属するものとする。また、二次使用することがあるため、本事業の成果品について、期間の定めなく無償で、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- (2) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (3) 上記5（1）～（5）により収集したメディアの情報については、岡山県が本事業以外に行うメディア向け事業に利用することがある。

10 秘密保持

- (1) 事業者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関して、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た県及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

11 その他

- (1) 受託者は、当該業務の遂行方法等について不明な点が生じた時は、その都度岡山県と協議の上、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (2) 岡山県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況についての報告等を求めることができるものとする。